経営体育成支援事業の運用について

平成30年3月16日付け29経営第3410号 農林水産省経営局長通知

経営体育成支援事業実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官 依命通知。以下「実施要綱」という。)第8の規定により実施要綱第3の1の(1)の実 施に関し必要な事項について、別紙のとおり定めたので御了知願いたい。

ただし、本運用については、平成29年度及び平成30年度の実施に限り適用するものとする。

- 1 国は、平成29年11月から平成30年3月までの間における大雪により農業用機械・施設が被災した中心経営体等が、本事業を活用して融資を受けて、被災した農業用機械・施設と同種の農業用機械・施設の再建・修繕等を行い、農業経営の改善に取り組む場合に、当該取組について都道府県への予算配分に当たって優先的に配分するものとする。
- 2 1の場合において、実施要綱別記1の規定の適用については次のとおりとする。
- (1) 第1の3の(1) のウの(イ)のcについて、「残存耐用年数がおおむね5年以上20年以下のもの」とあるのは「耐用年数がおおむね5年以上20年以下のもの」と読み替えるものとする。
- (2) 第1の3の(1)のウの(イ)のgについて、「自ら又は本事業以外の補助事業を活用して着工若しくは着工を予定し、又は整備の完了した機械等」とあるのは「本事業以外の国の補助事業を活用して着工し、又は整備の完了した機械等」と読み替えるものとする。
- (3) 第1の3の(1) のウの(イ) のjを次のとおり読み替えるものとする。
 - j 過去に本事業及び担い手確保・経営強化支援事業(以下「本事業等」という。) により機械等を整備しており、設定する成果目標の項目が過去に行った本事業等に おいて設定した成果目標の項目(以下「過去目標項目」という。)と重複している 場合には、過去目標項目の達成を見込んだ水準の目標を新たに設定すること。
- (4) 第1の5の(1) のウのその他必要な事項として、助成対象者が平成29年11月から 平成30年3月までの間における大雪により農業用機械・施設に被害を受けた者である こと及び助成対象者が取り組む事業内容が当該被害が発生した日以降の取組であるこ とを確認の上、別添様式により整理し、支援計画に添付するものとする。
- (5) 第1の5の(3) のアに「なお、支援計画の承認前に着工したものにあっては、この限りでない。」を加え、第1の5の(3) のオの「ただし、アの交付決定前着工届を提出している場合は、この限りでない。」とあるのは「ただし、アの交付決定前着工届を提出している場合及び支援計画の承認前に着工した場合にあっては、この限りでない。」と読み替えるものとする。
- (6) 第4の1の(1) を次のとおり読み替えるものとする。
 - (1)融資主体型補助事業
 - ア 支援計画に位置付けられた助成対象者の事業内容ごとの助成金の額を合計した額を補助するものとする。

- イ 事業実施主体が助成対象者に交付する事業内容ごとの助成金の額は、次の (ア)及び(イ)により算定した額を限度とする。
 - (ア)農業用ハウスなど園芸施設共済の加入対象施設の再建・修繕等を行う場合は、園芸施設共済への加入が災害対策の基本であることから、次の①から③までのうち最も低い額を限度とする。
 - ① 当該施設の再建・修繕等に要する経費であって助成の対象となるもの (以下「事業費」という。) に10分の3を乗じて得た額
 - ② 当該施設が園芸施設共済に加入している場合には、事業費に2分の1を乗じて得た額から支払共済金に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額、園芸施設共済に加入していない場合には、事業費に2分の1を乗じて得た額から共済額(事業費に被災施設等の経過年数及び施設の種類に該当する時価現有率(園芸施設共済事務取扱要領(昭和54年3月30日付け54農経B第871号農林水産省経済局長通知)別表4の(1)の時価現有率をいう。)並びに10分の8(園芸施設共済の付保割合の最大値である0.8)を乗じて得た額をいう。)に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額
 - ③ 事業費から融資額(当該施設が園芸施設共済に加入している場合には 融資額及び支払共済金)及び地方公共団体等による助成額を控除して得 た額
 - (イ) (ア) 以外の場合は、以下の①又は②のいずれか低い額を限度とする。
 - ① 事業費に10分の3を乗じて得た額
- ② 事業費から融資額及び地方公共団体等による助成額を控除して得た額(7)第4の2の(3)を次のとおり読み替えるものとする。
 - (3) 助成対象者ごとの上限額は、300万円とする。

ただし、被災した機械等の復旧に必要な額が1,000万円を超える助成対象者であって、事業実施主体が必要と認める場合は、上限額を被災した機械等の復旧に必要な額に10分の3を乗じて得た額又は600万円のいずれか低い額とすることができるものとする。

3 1の場合において、実施要綱別記1の別紙様式第1-1号別添2及び別紙様式第1-3号別添1について、「被災した機械等の復旧に必要な額」及び「共済対象施設の状況」をそれぞれ追加の上作成するものとする。

助成対象者に係る被災証明

No	助成対象者	住 所	代表者名 (法人等の場合に記載)	上限額の特認対象者

上記の者は、経営体育成支援事業の運用について(平成30年3月16日付け29経営第3410号農林水産省経営局長通知)の別紙の1により優先配分の対象となる、平成29年11月から30年3月までの間における大雪により農業用ハウス等に被害(経営体育成支援事業による支援対象以外の被害を除く。)を受けた者であることを証明します。

また、これらの者に係る復旧等の取組は、当該被害が発生した日以降に着工したものであることを証明します。

平成 年 月 日

発行団体名: ●都道府県 ●市町村

役職•代表者名: 印

- (注)・本事業を実施する中心経営体等の被災状況等について上記に一覧表として取りまとめの上、被災の有無を証明すること。
 - ・「上限額の特認対象者」欄は、該当する場合に□にチェックを入れること。